

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）第三条第一項
第三号の規定によって、広島県立図書館を次のとおり休館する。

令和三年二月一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

一 休館の期間

令和三年三月二日（火）から同月十二日（金）まで

二 休館の理由

特別整理のため